

令和2年度（一財）長崎県交通安全協会活動の基本方針

令和元年中における長崎県内で発生した交通人身事故は、

発生件数 3,959件（前年比 -682件 -14.7%）

死者数 33人（前年比 -3人 -8.3%）

負傷者数 5,102人（前年比 -934人 -15.5%）

と発生件数、死者数、負傷者数のいずれもが前年比より減少し、発生件数については昭和40年以来、54年ぶりに3千件台となり、さらに死者数については、昭和42年以降の統計で最少となる33人となった。

なお、昨年の交通死亡事故に関しては、

- 高齢者の交通事故死者数が16人と前年より1人減少し、平成に入ってから最少となったこと
- 飲酒運転による死者数は3人と前年と同数であったものの、飲酒運転による交通事故が54件であり、前年より12件増加したこと
- 歩行者の死者数は前年に比較し、1人減少したものの、道路を横断中の死守数が13人と、前年より2人増加したこと

等の特徴が認められた。

さらに、高齢者の死者数は減少したものの、全死者の半数近くを占めており、今後も継続して、高齢者対策を推進していく必要がある。

また、最近、スマートフォンの普及を背景に、「ながら運転」による交通事故が多発していることから、昨年12月1日に道路交通法が改正され、運転中にスマホ・携

携帯電話等を使用する「ながら運転」の罰則等が強化されるなど、交通情勢を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。

そのため、「第10次長崎県交通安全計画」の最終年となる本年は、その目標である、「年間の死者数34人以下、死傷者数5,500人以下」を達成するために、交通事故のない安全で安心して暮らせる社会の実現を目指し、各地区（市）交通安全協会とともに、関係機関・団体と連携し、

- 高齢者の交通事故防止
- 子供の交通事故防止
- 飲酒運転の根絶
- 走行中の携帯電話等使用の禁止（自転車乗用中を含む）
- 脇見・ぼんやり運転の防止

などに重点的に取り組む方針である。

令和 2 年度 (一財)長崎県交通安全協会事業計画

1 全国交通安全運動の実施 地区(市)交通安全協会とともに、長崎県及び長崎県警察並びに市町、その他関係機関・団体と連携し、春・秋の全国交通安全運動の期間中、運動の基本や重点に沿った各種交通事故防止活動を積極的に推進する。	
2 県独自の交通安全運動の実施 夏と年末における長崎県独自の交通安全県民運動の実施に伴い、地区(市)交通安全協会とともに、長崎県及び長崎県警察並びに市町、その他関係機関・団体との協力により、各運動期間中に長崎県の実情に応じた各種交通事故防止活動を積極的に推進する。	
3 各季に対応した交通事故防止活動の実施 児童・園児の新入学(園)期や行楽期、梅雨期、酷暑期、厳寒期等それぞれの季節に対応した交通事故防止活動を積極的に推進する。	
4 各種交通安全キャンペーンの効果的な実施 地区(市)交通安全協会とともに、長崎県及び長崎県警察並びに市町、その他関係機関・団体と協力して各種交通安全キャンペーンを効果的に実施し、広く県民に対する交通安全意識の高揚・啓発を図る。	
5 各種媒体を活用した交通安全広報・啓発活動の積極的な推進 交通安全広報の効果的な推進を図るため、当協会の機関紙「交通安全ながさき」及びホームページや各季の交通安全運動啓発ポスター並びに新聞、テレビ、ラジオ等各種媒体を活用した交通安全広報・啓発活動を積極的に推進する。	
6 年間を通じての交通安全活動	
(1) 県警と連携した交通安全諸対策の推進	県内の交通事故の発生実態を踏まえ、県警による各種交通安全活動等の諸対策につき、各地区(市)交通安全協会とともに積極的に取り組む。
(2) 高齢者に対する交通安全対策の推進	<p>昨年の高齢者の交通事故死者数は16人と前年に比し、1人減少し、平成以降で最少となった。しかし、全死者数に占める高齢者の割合は依然として高水準で推移しているため、年間を通じて、次の高齢者交通事故防止活動を推進する。</p> <p>ア 高齢者を守る交通安全意識の醸成 高齢者の増加に伴い、県民の高齢者に対する保護機運の醸成とドライバーに対する高齢者保護の呼びかけ等を推進する。</p> <p>イ 高齢者に対する交通安全教育・指導の推進 高齢歩行者の交通事故死者数が年代別において高</p>

	<p>いことから、各地区（市）交通安全協会とともに、長崎県、長崎県警察、市町等と協力して、高齢者に対する参加体験型交通安全教室の開催や高齢者宅特別訪問等による交通安全教育・指導を推進するなど、高齢者への交通安全教育・指導を推進する。</p> <p>ウ 高齢運転者標識表示広報の推進 70歳以上の高齢運転者に対して、各種キャンペーン等あらゆる機会を通じて高齢運転者標識（高齢者マーク）表示の広報を推進する。</p> <p>エ 反射材着用広報の推進 夜間における高齢者の歩行中、自転車乗用中の交通事故を防止するため、反射材の着用効果を高齢者交通安全教室や広報媒体等を活用して、機会ある毎に高齢者に広報を行い、高齢者の反射材用品着用の推進を図る。</p> <p>オ 運転免許証の返納に係る広報・指導 車の運転に不安を感じている高齢者に対しては、運転免許証の返納を検討するよう広報・指導を徹底する。</p>
<p>(3) 飲酒運転根絶運動の推進</p>	<p>飲酒運転の根絶を図るため、次の活動を推進する。</p> <p>ア 「飲酒運転の厳罰化」と「悪質性」に関する広報・啓発の推進 「飲酒運転の厳罰化」と「悪質性」について、県民へ周知させるため、広報・啓発活動を推進する。</p> <p>イ ハンドルキーパー運動の推進 「自動車で飲食店に来て飲酒する場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人をあらかじめ決めておき、その人は酒を飲まず、仲間を安全に自宅まで送る」ハンドルキーパー運動を推進する。</p> <p>ウ 「飲酒運転追放三ない運動」広報の積極推進 ○ 酒を飲んだら車を運転しない ○ 車を運転する前には、酒を飲まない ○ 車を運転する人には、酒を出さない の「飲酒運転三ない運動」の広報を積極的に推進する。</p> <p>エ 飲食店訪問による「飲酒運転根絶」広報の推進 酒類を提供する飲食店を戸別訪問し、飲酒運転防止等のチラシなどを配布し、飲酒運転根絶の協力要請を行う「飲酒運転根絶広報」を推進する。</p>
<p>(4) 自転車の安全利用の推進</p>	<p>自転車利用者の交通ルール遵守と交通マナーの向上促進を図るため、次に掲げる「自転車安全利用五則」に関する広報活動を積極的に行い、その浸透を図る。</p> <p>① 自転車は車道が原則、歩道は例外</p>

	<p>② 車道は左側を通行</p> <p>③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行</p> <p>④ 安全ルールを守る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止 ・夜間はライトを点灯 ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認 <p>⑤ 子供はヘルメットを着用</p>
<p>(5) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底</p>	<p>全ての座席におけるシートベルト・チャイルドシートの着用は法律によって義務化されているにもかかわらず、本県は後部座席の着用率が未だ低いことから、次により、特に後部座席のシートベルト等着用の定着化を図る。</p> <p>ア シートベルト等の着用効果についての広報啓発の徹底</p> <p>シートベルトやチャイルドシートは交通事故の被害軽減効果が高いことから、その効用と正しい着用についての広報啓発に努め、全ての座席の着用の定着化を図る。</p> <p>イ シートベルト等の着用義務化の広報啓発の徹底</p> <p>後部座席のシートベルト着用を徹底させるため、全席シートベルト・チャイルドシート着用義務化の広報啓発活動を積極的に行う。</p>
<p>(6) 夕暮れ時における早め点灯及び雨天・曇天時の点灯運動の推進</p>	<p>夕暮れ時及び雨天・曇天時に多発している交通事故を防止するため、各種広報媒体や街頭における広報・啓発活動等により「夕暮れ時における早め点灯及び雨天・曇天時の点灯運動」を積極的に推進する。</p>
<p>(7) 走行中のスマホ・携帯電話使用の禁止広報の推進（自転車乗用中を含む）</p>	<p>「ながら運転」による交通事故が多発していることから、令和元年12月1日に道路交通法が改正され、スマホ・携帯電話等を使用する「ながら運転」の罰則が強化された現状に鑑み、走行中におけるスマホ・携帯電話等の使用禁止について広報啓発活動を強化していく。</p>
<p>(8) 子供の交通事故の防止</p>	<p>交通ルールや正しい自転車操作要領等、幼児・児童等に対する交通安全教育を推進し、子供の交通事故を防止するほか、通園・通学時間帯における街頭での幼児・児童等に対する交通安全指導、保護・誘導活動等を徹底する。</p> <p>ア 子供を守る交通安全意識の醸成</p> <p>県民の子供に対する保護機運の醸成とドライバーに対する子供の保護の呼びかけ等を推進する。</p> <p>イ 幼児・児童に対する交通安全教育の徹底</p> <p>保育園、幼稚園、小学校において、幼児・児童等</p>

	<p>に対し、交通ルールや正しい自転車操作要領等の交通安全教育を行うことにより、子供の交通事故防止に資する。</p> <p>ウ 街頭における幼児・子供の保護・誘導等 通園・通学時間帯において、横断歩道等、街頭での幼児・児童に対する交通安全指導、保護・誘導活動を徹底し、幼児・児童の交通事故の防止を図る。</p> <p>エ チャイルドシートの必要性に関する広報・啓発活動の推進 チャイルドシートの必要性、着用効果につき広報・啓発活動を積極的に推進する。</p> <p>オ 黄色いワッペン、ランドセルカバーの配付 新入学児童の交通事故防止を図り、併せて交通安全に関心を持たせるため、「黄色いワッペン・ランドセルカバー」等を新入学児童に配付する。</p> <p>カ 幼児交通安全クラブの結成と交通安全教育の推進 幼児の交通事故を防止するため、地区(市)交通安全協会等関係機関と協力して、幼児交通安全クラブの結成を促進し、交通安全指導員等による交通安全教育を積極的に推進する。</p>
<p>(9) 交通死亡事故多発警報及び高齢者交通死亡事故多発警報発令時の交通事故防止活動の推進</p>	<p>「交通死亡事故多発警報」及び「高齢者交通死亡事故多発警報」の発令時には、地区(市)交通安全協会等関係機関との連携を図り、街頭キャンペーンその他交通事故防止活動を積極的に推進する。</p>
<p>(10) 「交通安全の日」及び「交通事故死ゼロを目指す日」の広報の推進</p>	<p>毎月20日の「交通安全の日」及び「交通事故死ゼロを目指す日」に設定された春・秋における全国交通安全運動期間中において、街頭キャンペーンや機関紙「交通安全ながさき」等による、設定の趣旨に沿った広報・啓発活動を積極的に推進する。</p>
<p>(11) 交通安全母の会の活動の支援</p>	<p>ア 交通安全母の会連合会との連携 長崎県交通安全母の会連合会との連携を図り、その活動の促進を図る。</p> <p>イ 交通安全母の会活動の支援 地区(市)交通安全協会、長崎県、長崎県警察、市町等関係機関と協力して交通安全母の会の活動を支援する。</p>
<p>(12) 交通安全年間スローガンの普及徹底</p>	<p>令和2年に使用する全国及び長崎県の交通安全スローガンの普及徹底を図るため、ポスターを作成配布するとともに、県交通安全協会発行の機関紙「交通安全ながさき」に全国及び長崎県の交通安全年間スロ</p>

	ーガンを掲載し、普及徹底を図る。
(13) 広報紙の発行	機関紙「交通安全ながさき」を発行（年5回、5万部）し、交通事故情勢の周知や注意喚起を図ることにより、交通安全思想の普及と交通道德の高揚を図る。
(14) 報道機関との連携	各季の交通安全運動や各種交通安全イベント等の開催に際しては、その趣旨や子供と高齢者の交通事故防止等マスメディアを活用した効果的な広報活動を推進する。
7 二輪車安全対策の推進	
(1) 原付技能講習の効果的推進	原付運転免許取得時に、合格者全員に対して技能講習を実施し、運転技能の向上と安全運転を指導する。
(2) グッドライダー・ミーティングの開催	二輪車運転者の安全運転技能と交通マナーの向上を図ることにより交通事故を防止するとともに、二輪車の普及・安全利用を促進する目的として、本年も長崎県警察本部運転免許試験場において、二輪車普及協会主催のグッドライダー・ミーティングを後援し、交通事故防止に向けた運転技術の向上と交通安全意識の高揚を図ることとした。
8 自転車安全対策の推進	
(1) 交通安全指導員等による自転車安全教室の開催	子供の自転車による交通事故防止を図るため、各地区（市）交通安全協会の交通安全指導員等による「自転車安全教室」の開催を通じて、自転車の安全利用の推進や交通ルール・マナーの向上を図る。
(2) 交通ルールの周知広報	地区(市)交通安全協会、県、県警、教育委員会、その他関係機関・団体等との緊密な連携のもと、県下の小・中学生をはじめ自転車利用者に対して、交通ルールの周知広報を行い、自転車事故の防止を図る。
9 交通安全に関する各種資料・資機材の提供と斡旋	
各地区(市)交通安全協会に対し、交通安全活動に必要な物資・各種資料を支援提供するとともに、視聴覚資機材、自転車シミュレーター等の貸出し、各種交通安全資機材(反射材等)の斡旋を行う。	

10 各種表彰	
(1) 警察庁長官・全日本交通安全協会会長連名表彰	<p>「全日本交通安全協会表彰規定・表彰内規」に基づき、毎年1月に次の表彰を行う。</p> <p>ア 交通栄誉章「緑十字金章」</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全功労者（優良安全運転管理者を含む） 優良運転者 <p>イ 交通栄誉章「緑十字銀章」</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全功労者（優良安全運転管理者を含む） 優良運転者
(2) 全日本交通安全協会会長表彰	<p>ア 「全日本交通安全協会表彰規定・表彰内規に基づき、毎年1月に次の表彰を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全優良団体 優良事業所 優良学校 優良交通安全協会 優良交通安全運転管理協議会 <p>イ 「全日本交通安全協会表彰規定・表彰内規に基づき、毎年9月に次の表彰を行う。</p> <p>○交通栄誉章「緑十字銅章」</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全功労者 優良運転者 優良安全運転管理者 <p>ウ 「全日本交通安全協会表彰規定・表彰内規に基づき、毎年11月に次の表彰を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 優良交通安全協会職員 優良安全運転管理協議会職員
(3) 九州管区警察局長・九州交通安全協会会長連名表彰	<p>「九州交通安全協会表彰規程」に基づき毎年9月に次の表彰を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全功労者 交通安全功労団体 優良運転者 交通安全優良学校 優良事業所 優良安全運転管理者
(4) 九州交通安全協会会長表彰	<p>「九州交通安全協会表彰規程」に基づき、毎年9月に次の表彰を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全協会優良職員 安全運転管理協議会優良職員
(5) 長崎県警察本部長・長崎県交通安全協会理事長連名表彰	<p>「長崎県交通安全協会表彰規程・表彰内規」に基づき、毎年春・秋の全国交通安全運動期に次の表彰を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全功労者(春)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全功労団体（事業所）（春） ・ 交通安全協会功労役員（秋） ・ 無事故優良運転者（春・秋）20年・30年以上 ・ 交通安全優良学校（春）
<p>(6) 長崎県交通安全推進県民協議会会長表彰（県知事表彰）</p>	<p>長崎県交通安全の保持に関する条例に基づき、毎年春に開催される「交通安全推進県民協議会総会」の際、次の県知事表彰を行う。（県安協関係の分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長崎県交通安全協会功労役員
<p>1.1 交通安全指導員教養の実施</p>	
<p>(1) 県内研修会 各地区(市)(長崎市及び佐世市を除く)交通安全協会に配置している交通安全指導員を対象に、その資質及び指導能力の向上を図るため、新任研修会及び全体研修会並びにブロック研修会を実施する。</p> <p>(2) 全国研修会</p> <p>ア 全日交主催 毎年1回、東京都千代田区「自動車会館」において、全日交主催の「幼児・高齢者交通安全教育指導者講習会」が開催されるが、当県からは概ね1人の派遣を予定している。</p> <p>イ 日本交通安全教育普及協会主催 毎年1回、東京都内において開催される、日本交通安全教育普及協会主催の「交通安全教育指導者研修会」に、当県から1人の派遣を予定している。</p> <p>ウ 内閣府主催 毎年1回、東京都内において開催される、内閣府主催の「交通安全指導者養成講座」に、当県からは3人程度を派遣する予定である。</p> <p>エ 本田技研工業(株)安全運転普及本部地区普及課主催 毎年1回、東京都内において、本田技研工業(株)の主催で開催される予定の「交通安全教育プログラム勉強会」に、当県から、各地区(市)交通安全協会の希望者を募り、派遣している。 なお、費用は、会場費、宿泊費、意見交換会費、2日目の昼食費については、通常主催者が負担、会場までの往復交通費、前泊費(離島地区)は、県交通安全協会が負担している。※令和元年度は未開催。</p>	
<p>1.2 運転者に対する交通安全教育及び各種講習業務の適正な推進</p>	
<p>長崎県公安委員会から委託を受けている、免許更新時における運転者講習等については、講習内容の検討と最新の視聴覚器材の導入等その充実に努める。</p> <p>また、特に、60歳以上70歳未満の熟年運転者及び特定任意講習者に対しては、他の講習区分とは別に講習の場を設けて、それぞれの講習区分の特殊性に応じた効果的な安全教育を実施するほか、運転免許試験場や長崎運転免許センターでの日曜免許更新申請窓口の開場と即日交付に対応して更新時講習等を実施し、安全教育の効果的な推進を図る。</p>	

1 3 交通公園の管理運営

当協会は、平成30年4月1日から令和3年3月31日までの3年間、長崎県から長崎交通公園の指定管理者の指定を受けており、児童等に対する視聴覚機材や自転車等の遊具の活用により、正しい交通安全知識の普及と交通道徳のかん養を図るとともに、県民にいきいこの場を提供することにより、県民の福祉の増進を図っていく。

1 4 交通安全活動推進センター業務の推進

(1) 道路使用許可調査	道路交通法第77条第1項の規定により、警察署長が行う道路使用許可調査の委託を受け、業務を実施する。
(2) 広報啓発活動	適正な交通方法・交通事故防止その他道路における交通の安全に関する広報・啓発活動を推進する。
(3) 交通事故相談業務	交通事故に関する相談に対する、適切な助言を行う。
(4) 運転適性相談業務	企業・団体及び個人からの運転適性相談業務につき適切に対応する。

1 5 各種事業の適切な推進

(1) 運転免許試験車両の適正な管理運営	運転免許試験場で使用する試験車について、適正な管理に努め、技能試験の効率化を図る。
(2) 長崎県証紙の売りさばき業務	運転免許試験場及び大村警察署において、免許手続き、警察許可申請時等における長崎県証紙売りさばき業務を行い、関係者の利便を図る。
(3) 利便性に配慮した売店の運営	運転免許試験場の売店において、初心者マーク、高齢者マーク等、交通関連商品を販売するほか、運転免許申請者の免許申請用写真撮影を行うなど申請者の利便性に配慮した運営を行う。
(4) 更新運転免許証の郵送業務	長崎県警察本部長との協定に基づき、免許更新者の利便を図るため、各地区(市)交通安全協会と一体となった運転免許証郵送業務等の適正な運用に努める。
(5) 地区(市)交通安全協会の会費管理業務	運転免許試験場における各地区(市)交通安全協会からの協会加入委託業務については、会員加入の適正かつ積極的な勧誘を行う。

1 6 会議等の開催と各種会議への参加

(1) 会議等の開催	理事会、評議員会、県下各地区(市)交通安全協会事務局等会議、運転免許窓口職員教養など各種会議の
------------	---

	開催や教養を行い、より効果的な交通安全協会の運営に資する。
(2) 各種会議への参加	県内各機関・団体等が行う交通安全のための各種会議に積極的に参加し、各機関との連携を図る。
(3) 各種研修会・講習会等への参加	全日本交通安全協会、九州交通安全協会その他関係機関・団体が開催する各種研修会、講習会、大会等には積極的に参加し、知識の吸収等による業務の円滑な運営に資する。

1 7 運転免許関係業務の適正な運用

運転免許試験場・長崎運転免許センターや各警察署における運転免許関係業務において、当協会が

- ・ 来訪者に対する対応
- ・ 証紙売りさばき業務
- ・ 運転免許郵送業務

に関する適宜・的確な指導を行い、窓口業務の迅速かつ適正な運用を図っていく。

1 8 交通安全協会活動の周知等による入会率の向上

(1) 交通事故防止活動の広報・啓発活動

年間を通じて交通安全協会が行う交通事故防止活動につき、県民への広報・啓発活動を積極的に実施し、入会率向上の推進を図る。

(2) 交通安全協賛店の拡充による会員の利便性の向上と広報の推進

平成30年10月から、佐賀県・大分県に加え、九州全県において各県交通安全協会が業務を提携し、会員が、九州管内の交通安全協賛店を利用できるように制度を整えたことから、今後、会員の利便性をアピールする広報活動を推進し、入会率の向上につなげていく方針である。

1 9 長崎運転免許センターの開設に向けた諸対策の推進

令和2年4月1日から上記センターが開設され、運用が開始されることから同事業を受託する県交通安全協会においては、県警関係所属との緊密な業務開始に向けた具体的取決めや関係職員の決定と事前教養等の諸準備を行っているところである。

また、関係地区交通安全協会の免許事務業務の廃止に伴い、以後の同地区交通安全協会の運営方針等今後の展望を含めた業務運営方針についても事前調整を図っていく必要があるため、県安協としても支援していく方針である。

※参考事項

- ・ 3 / 9 (月) 新長崎警察署の業務開始
- ・ 4 / 1 (水) 長崎運転免許センターの開設